

# 中小企業融資

## ? なぜこの事業を行っているのですか？

台東区には、平成21年7月1日現在で26,484の事業所があり、そのうち従業員30人未満の事業所は24,969と大半を占めており、中小企業が区内産業の中心となっています。

区内産業を取り巻く状況は、産業構造の転換、経済のグローバル化、インターネットの普及など大きく変化しており、こうした経営環境の変化が資金力の弱い中小企業を直撃しています。

さらに、昨年の東日本大震災の影響で外国人観光客が減少し、外食やレジャー、ぜいたく品の購入などを控える傾向にあるため、中小企業の売上げは大幅に減少し、事業を運営していくための資金を確保することが厳しい状況が続いています。

こうした状況に対応するため、区では中小企業の経営者が少しでも金融機関から融資を受けやすくなるよう、融資あっ旋制度を実施し、中小企業の経営力強化を図っています。

## ? どのようなことを行っていますか？

区内中小企業が資金調達しやすいよう、台東区と東京信用保証協会（[☞解説①](#)）、提携金融機関の三者が協調して融資を行う制度を実施しています。

台東区は、この制度を利用して金融機関から融資を受けた企業に対して、借入金利の一部や信用保証料（[☞解説②](#)）の補助を行うことで、中小企業者の借入にかかる負担を軽減しています。

### 《台東区融資制度》

- 事業に必要な運転資金・設備資金を金融機関から新たに借入れする際の融資
- 新規に事業を始める際や事業を転換する際の融資
- すでに台東区の融資制度を利用して借入れた複数の融資を一本にまとめる際の融資

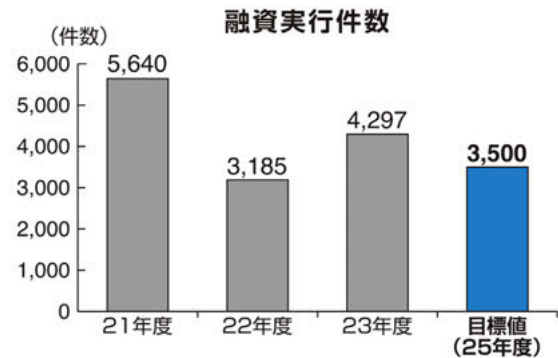
などを実施しています。



## ? 事業の進み具合はどうか？

台東区の融資実行件数は、23区内で高い水準にあります。

平成24年4月1日現在、28の金融機関（本・支店数72店）で、この融資制度が利用できます。平成23年度のこの制度の利用件数は、4,297件となっています。



(資料：産業振興課)

## ? 今後はどのように取り組んでいくのですか？

東日本大震災発生による景気後退を受けて、今後も中小企業の事業資金の確保は厳しい状況が続くと予想されており、区の支援の必要性は高まっています。

区は、こうした状況に適切かつ迅速に対応し、中小企業の維持・発展のため、今後とも既存の制度を見直しながら、より利用しやすい融資制度になるよう努めていきます。

### ■この事業に関するお問合せは■

文化産業観光部産業振興課

03-5246-1135

### 【解説】

#### ①東京信用保証協会

信用保証協会法に基づく公的機関のことです。中小企業が金融機関から事業資金の融資を受ける際に、借入れが容易になるよう保証機関となり、企業の育成を金融の側面から支援しています。

#### ②信用保証料

保証協会と中小企業者との契約に基づき、保証協会が金融機関に対し中小企業者の保証をすることへの対価としてお支払い頂くものです。